

部内限

基 監 発 0819 第 1 号  
職 首 発 0819 第 1 号  
職 保 発 0819 第 1 号  
職 派 需 発 0819 第 3 号  
職 派 外 発 0819 第 1 号  
平成 22 年 8 月 19 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監 督 課 長  
厚生労働省職業安定局首席職業指導官  
雇用保険課長  
派遣・有期労働対策部  
需給調整事業課長  
外国人雇用対策課長

ユニバーサル・オペレーションサービス(株)の許可  
取消し等に伴う派遣労働者等への支援等について

ユニバーサル・オペレーションサービス(株)(以下「UOS」という。)は、一般労働者派遣事業(許可番号:般13-150047)において、許可の有効期間の更新の際に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第9条第1項の規定により付された許可条件(労働保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。)に違反し、雇用保険及び社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行わなかったことにより、労働者派遣法第14条第1項第3号の許可の取消事由に該当する事となったため、今後、聴聞を行う予定である。

聴聞後、一般労働者派遣事業の許可取消しを行う予定であるが、許可取消し前までにUOSから事業廃止の届出がなされる可能性もあるため、UOSの本社を管轄する東京労働局においては、UOSに対して、派遣労働者及び従業員の雇用の維持及び就業の機会の確保等に係る措置を要請することとしているが、全国の労働局、公共職業安定所及び労働基準監督署においても、下記の取組により派遣労働者等の雇用の安定の措置等を図っていくこととしたので、了知されるとともに、関係労働局については、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 労働局における対応

迅速かつ的確な雇用対策等のため、UOSの本社を管轄する東京労働局が中心となってUOSの一般労働者派遣事業に係る事業所の所在地((1)事業所情報参照)を管轄する労働局との連携の下、雇用対策の実施及び再就職支援の状況等の把握を行うこと。

また、東京労働局は、雇用対策に係る関係労働局及び本省間の連絡、調整等を行うこととするので、関係労働局は、これに協力すること。

#### (1) 事業所情報

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社

住所:東京都昭島市中神町1314-12

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社 千葉営業所

住所:千葉県松戸市仲井町2-9-1 アンベリール2B

ユニバーサル・オペレーションサービス株式会社 津田沼営業所

住所:千葉県習志野市津田沼5-14-4 水上ビル301

## 2 公共職業安定所における対応

公共職業安定所は、離職を余儀なくされたUOSの派遣労働者や従業員に対する職業相談及び職業紹介や雇用保険手続等について適正な対応を行うこと。

### (1) 職業相談及び職業紹介

UOSの派遣労働者であった者が就職の機会を求めて求職者として来所した場合、当該求職者については、①その8割が日系ブラジル人を中心とした外国人労働者であることから日本語能力や日本の雇用慣行に不案内であること等を理由に安定的な雇用に就くためのスキルが十分に身に付いていない者が多くいること、②日々の生活費を得るために日払いによる雇用形態により働かざるを得ない状態にある者もいること、③必ずしも自ら望んで派遣労働者という雇用形態を選択している訳でなく、直接雇用による安定した職業に就きたい者もいること等を踏まえそれぞれの態様に応じて、以下のアからカに留意して積極的に職業相談及び職業紹介を実施すること。

ア 当該求職者については、早急に生活費等を得る必要がある場合が考えられることから、可能な限り速やかに職業紹介を行い、早期に再就職ができるよう支援すること。

イ 職業紹介に当たっては、できる限り安定した雇用が望ましいが、当該求職者のニーズを踏まえつつ、すぐにでも働くことができるよう、雇用開始時期が近い求人を紹介する事が望ましい場合があると考えられること。

ウ 求人票の「賃金支払日」（日払いか週払いか月払いか、月払いの場合の最初の賃金支払日はいつか）、「就業場所」（当該求職者の居住地からの交通費がどの程度かかるか）等についても、求職者のニーズを十分踏まえて、適切に対応すること。

エ 住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努めること。

オ 通訳を配置していない公共職業安定所へ日本語による職業相談及び職業紹介が困難である求職者が来所した場合、通訳を配置している公共職業安定所へ案内・誘導し、きめ細やかな職業相談及び職業紹介を実施すること。  
なお、新たに通訳の配置を必要とする場合、労働局を通じて外国人雇用対策課へ協議すること。

カ 必要に応じ、非正規労働者総合支援センター又は非正規労働者総合支援コーナーに誘導を図り、就職支援及び生活支援の両面の支援を行うこと。

### (2) 雇用保険手続

雇用保険に加入すべき労働者については適正に加入させた上で離職を余儀なくされた従業員や受給資格のある派遣労働者の雇用保険受給手続に関し、迅速に対応すること。

### (3) 派遣先の事業主からの求人申し込みの相談への対応

公共職業安定所は、UOSと労働者派遣契約を締結していた派遣先の事業主から労働者の確保に係る相談があった場合は、安定した雇用を求める求職者に対応できるようにするため、雇用期間について可能な限り長期となるよう働きかけつつ、公共職業安定所への求人申し込みを勧奨すること。また、当該事業主から求人申し込みがあった場合は、求職者のニーズを踏まえつつ、求人充足に努めること。

## 3 労働基準監督署における対応

UOSの派遣労働者等から労働条件に関する相談等があった場合は、適切に対応すること。相談者が外国人である場合においては、必要に応じ、外国人労働者相談コーナーを設置している労働局又は労働基準監督署と連携を図る等により適切に対応すること。

また、賃金等の労働条件について労働基準関係法令上の問題がある事案を把握した場合は、UOSの本社を管轄する東京労働局と連携し対応すること。

なお、職業相談及び職業紹介や雇用保険手続を求める相談、問合せ等があった場合は、公共職業安定所へ誘導を行う等、公共職業安定所との連携を図ること。